資料１

平成２９年確認書で設置する組織と調整会議との関係

水利使用期限（令和９年３月３１日）に向けて再検討（確認書第５条）

・協議会における意見等を踏まえ、分水の必要性を含め、様々な角度から再検討

令和３年度　　中間検討（確認書第４条第２項）

・協議会における意見、モニタリング等の調査結果を踏まえ、検討
・必要な場合は、それぞれの機関に対し対策を提案

神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議
（会長：島根県副知事）

【中国電力潮発電所水利使用に関して、神戸川の河川環境保全等の観点から、関係自治体がその対応方針について、関係者の意見を聞きながら、協議・調整を行う】

〇島根県副知事・出雲市長・飯南町長・美郷町長
〇幹事：島根県（土木部長）出雲市（副市長）飯南町（副町長）美郷町長（副町長）
〇オブザーバー：島根県（農業次長・水産次長）
（必要に応じて構成員以外から意見聴取）

意見を求める

意見を提出

神戸川の河川環境等に関する協議会
（会長：清家島根大学特任教授）

【河川環境等に関する情報共有・意見交換を実施】
（確認書第３条）
・神戸川の河川環境等に関する事項
・流域関係者による神戸川の環境保全等の取り組みに関する事項
・その他、目的を達成するために必要な事項
〇学識経験者
〇水利使用者（農業関係者・中国電力）
〇神戸川漁協
〇流域住民代表
〇島根県（土木）・出雲市・飯南町・美郷町
〇河川管理者（出雲県土整備事務所）
〇オブザーバー　出雲河川事務所
（必要に応じて構成員以外から意見聴取）

幹事会：出雲市・中国電力・流域住民・事務局

意見

取組を報告

協議会の意見を踏まえ、それぞれの機関において河川環境改善の必要な取り組みを実施（確認書第４条）

〇中国電力
〇島根県
〇出雲市
〇飯南町
〇美郷町